

泉南市留守家庭児童会入会選考基準表

留守家庭児童会の入会選考は、本表に基づき行う。

選考に当たっては、「入会選考基準表」の「保護者に関する基本表」、「優先項目加算表」と「調整指数表」の点数を合算し、その合計点が高い者から入会を決定する。

保護者(※1)に関する基本表				
条件(※2)			点数	備考
就労	月間20日以上	1日8時間以上	100	
		1日6時間以上	90	
		1日4時間以上	80	
	月間15日以上 20日未満	1日8時間以上	80	
		1日6時間以上	70	
		1日4時間以上	60	
就労内定	月間20日以上	1日8時間以上	90	
		1日6時間以上	80	
		1日4時間以上	70	
	月間15日以上 20日未満	1日8時間以上	70	
		1日6時間以上	60	
		1日4時間以上	50	
求職活動	生計中心者が申込時点から過去3か月以内に失業したことによる求職活動		50	入会日より3か月以内に在職証明書が必要
	生活保護世帯		40	
	上記以外 (就労日数が基準に満たず、入会後日数を増やす場合も含む)		10	
就学	時間によって就労-20とみなす		40～80	
家族の看護、介護	同居		80	診断書(3か月以内に発行されたもの) 又は障害者手帳の写しが必要
	別居		60	
疾病	常時臥床、入院(1か月以上)		100	診断書(3か月以内に発行されたもの)が必要
	診断書等		60	
障害等	身体障害者手帳1～2級		100	
	精神障害保健福祉手帳1級			
	療育手帳A級			
	身体障害者手帳3級		80	
	精神障害保健福祉手帳2級			
	療育手帳B1級			
	身体障害者手帳4～6級		60	
	精神障害保健福祉手帳3級			
	療育手帳B2級			
災害	震災・風水害・火災その他の災害により自宅や近隣の復旧にあたっている場合		100	

(備考)

1. 父母それぞれの基本点を合算する。
2. 入会選考時点において育休中の場合、労働契約上の本来の就労時間帯により判断する。
3. 父母がいない場合はその他の保護者とする。
4. 就労時間数はすべて休憩時間を含むものとする。
5. 夜間に午前0時をはさんで、7時間以上就労している場合は日中に準ずる。

調整指数表		
条件	点数	備考
主たる保育者の勤続年数が1年以上の場合	5	
書類不備の場合	-5	
18歳以上65歳未満の同居親族が求職活動中の場合	-9	
3学年以上の児童の保護者で居宅内就労の 自営協力者または内職の者がいる場合	-10	

優先項目加点表			
条件		点数	備考
学 年	1学年	100	
	2学年	80	
	3学年	60	
	4学年	40	
	5学年	20	
	6学年	0	
虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合		最優先	
ひとり親家庭(母子及び父子並びに 寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づく配慮)		100	
生活保護世帯又は生計維持者の失業(3学年以下の児童に限る。) (就労促進による自立支援)		90	
父または母が、精神又は身体に重度の障害(※)を有しており、かつ他 に当該児童を保育する者がいない場合 (※重度の障害とは、身体障 害者手帳1、2級・精神保健福祉手帳1、2級・療育手帳A)		80	
申込児童が障害を有する場合 (※加配支援員が確保できる場合に限る)		※70	
その他優先利用が必要と市長が認める場合		※状況により 別途判断	

同一指数の場合の優先順位	
1	学年の低い児童
2	両親不在家庭又はひとり親世帯
3	(途中入会の場合)申込受付が早い児童
4	就労していない同居の親族がいない児童
5	保育を必要とする時間が長い世帯(通勤時間を含む)
6	前年度留守家庭児童会費の納付状況

※1 保護者とは別紙入会申込書の保護者名等記載の方及びその配偶者等のことです。
上記以外の同居者については在職証明書等の提出は必要ですが、加点対象にはなりません。(求職活動中を除く)

※2 2つ以上の条件を掛け持ちしている場合は、就労日数及び就労時間を合計した点数(最高100点)を加算します。

※ 樽井第一・第二児童会については指数が高い者から定員数を抽出し、その中で兄弟姉妹は基本的に同じ児童会に入会
する。